

介護報酬

1 算定の基準

事例
・利用者に対し、3月以上指定訪問リハビリテーションを実施しているが、継続利用が必要な理由が不明確であった。
指導内容・ポイント
○3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と当該事業所の医師が判断する場合には、リハビリテーション計画書に <u>その継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他の指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載すること。</u> 【居宅報酬留意事項通知第2の5(1)⑥】

2 リハビリテーションマネジメント加算

事例
・リハビリテーション会議を開催しているものの、開催時期が不定期であり、会議内容の記録がない。 ・訪問リハビリテーション計画の説明は、当該事業所の理学療法士が利用者又はその家族に対し行っているが、その内容について記録がない。
指導内容・ポイント
○3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から <u>利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該会議の内容を記録すること。</u> ○ <u>医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た旨を明確に記録すること。</u> ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告するとともに記録すること。 【大臣基準告示第12号イ(1)(2)(3)】 【居宅報酬留意事項通知第2の5(10)】